

応用物理学会将来基金 ガイドライン

1. 目的

応用物理学会は、長期的な視点で、応用物理学および関連学術分野の発展を通じて社会に貢献する人材を育成する事業等を支援するための寄附を募り、この寄附金を原資として応用物理学会将来基金を設け、以下に定める事業に充当するものとする。

2. 対象となる事業

以下に掲げる事業のうち、主催として実施する事業を支援の対象とする。

- ・応用物理学および関連学術分野の啓発等のための社会向けイベント
- ・中堅・若手会員向け支援事業
- ・その他、委員会が必要と認めた事業

3. 将来基金支援金

飲食費（会議費及び懇親会費）を除く費用総額の2分の1を超えない額を支援額とする。

支援額は申請組織負担金を超えない。

ただし、若手支援の観点から、スチューデントチャプター及び若手チャプターにおいてはこの限りではない。

4. 支援金の対象とならない経費

飲食費（会議費及び懇親会費）に対する支出は支援金の対象として一切認めない。

5. 申請方法

支援金を受けようとするものは、所定の書式に目的・予算等の所定事項を記載し、応用物理学会将来基金委員会に申請する。

支援金の申請締め切りは4月(当年11月までに実施する事業)、8月(翌年1月から11月までに実施する事業)、11月(翌年1月から11月までに実施する事業)とする。

申請者は、理事・本部委員会委員長・支部長・分科会幹事長・研究会委員長・新領域グループ代表とする。

6. 審査

申請後、応用物理学会将来基金委員会で審査を行い、支援の決定をする。

7. 報告義務

支援の決定を受けた場合は、申請の通り事業を遂行する。

支援金は申請した助成対象事業以外への利用はしない。

対象事業実施後1か月以内もしくは12月5日のいずれか早い日までに実施報告書(写真付き)を提出する。

8. 支援額の決定

実施報告書の審査後、応用物理学会将来基金委員会が支援額を決定し、交付する。

9. 改正

本ガイドラインは応用物理学会将来基金委員会の議を経た後、総務担当理事の承認を経て改正することができる。

附則 2023年 9月26日 制定